

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第9号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策部</u> <u>政策調整課</u> <u>市政情報課</u> <u>情報化推進係</u>、<u>広報広聴係</u></p> <p>総務部</p> <p>総務課 <u>行政係</u>、<u>人事係</u> 財政課 <u>財政係</u>、<u>財産管理係</u> <u>契約検査課</u> 税務課 略 <u>危機管理室</u></p>	<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 <u>企画課</u> <u>企画調整係</u>、<u>広報広聴係</u> 総務課 <u>行政係</u>、<u>人事係</u>、<u>情報システム係</u> 財政課 <u>契約管財課</u> <u>契約検査係</u>、<u>財産管理係</u> 税務課 略</p>

改正後	改正前
<p><u>コンプライアンス推進室</u> <u>市民生活部</u> <u>そうじゃ吉備路マラソン推進室</u></p> <p>人権・まちづくり課 国際・交流推進係, 人権啓発係 交通政策課 市民課 戸籍住民登録係, お客様サービス係 保健福祉部 健康医療課 <u>保険年金係</u>, 健康増進係 福祉課 略 こども課 子育て支援係, 母子保健係 長寿介護課 <u>地域ケア推進係</u>, <u>介護保険係</u></p> <p>産業部 農林課 農林係, <u>地食べ係</u>, 工務係 商工観光課 略 企業誘致対策室</p> <p>建設部 略 <u>環境水道部</u> 下水道課 下水道係, 工務係 環境課 環境係, 美化推進係</p> <p>2 前項の規定に基づき保健福祉部に置かれた次の課及び係は, 総社市社会福祉事務所設置条例第1条に規定する社会福祉事務所に置かれた課及び係とする。 福祉課 略 こども課 子育て支援係, 母子保健係</p> <p><u>長寿介護課</u> <u>地域ケア推進係</u></p> <p>(事務分掌) 第13条 各課, 係の分掌事務は, 次のとおりとする。 <u>総合政策部</u> <u>政策調整課</u> <u>(1) 重要施策の調査研究, 企画立案及び総合調整に関すること。</u></p>	<p><u>市民環境部</u></p> <p><u>環境課</u> 環境係, 美化推進係 人権・まちづくり課 国際・交流推進係, <u>安全安心係</u>, 人権啓発係</p> <p>市民課 戸籍住民登録係, お客様サービス係, <u>保険年金係</u> 保健福祉部 健康づくり課 <u>長寿係</u>, 健康増進係 福祉課 略 こども課 子育て支援係, <u>児童保育係</u>, <u>母子保健係</u> <u>介護保険課</u> 介護保険係, <u>介護予防係</u></p> <p>産業部 農林課 農林係, <u>耕地係</u>, 工務係 商工観光課 略 企業誘致対策室</p> <p>建設部 略 <u>水道部</u> 下水道課 下水道係, <u>農業集落排水係</u>, 工務係</p> <p>2 前項の規定に基づき保健福祉部に置かれた次の課及び係は, 総社市社会福祉事務所設置条例第1条に規定する社会福祉事務所に置かれた課及び係とする。 福祉課 略 こども課 子育て支援係, <u>児童保育係</u>, <u>母子保健係</u> <u>健康づくり課</u> <u>長寿係</u></p> <p>(事務分掌) 第13条 各課, 係の分掌事務は, 次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>総合計画の策定その他行政施策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>広域行政に関すること。</u></p> <p>(4) <u>土地利用計画に関すること。</u></p> <p>(5) <u>行政の文化化の推進調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>県立大学との交流に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地域の均衡ある発展に係る総合調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>新市まちづくり計画に関すること。</u></p> <p>(9) <u>構造改革特別区域及び地域再生に関すること。</u></p> <p>(10) <u>統計調査に関すること。</u></p> <p>(11) <u>平和行政に関すること。</u></p> <p>(12) <u>部課長会議の開催に関すること。</u></p> <p>(13) <u>部の庶務及び部内の連絡調整に関すること。</u></p> <p>市政情報課</p> <p>情報化推進係</p> <p>(1) <u>電子市役所の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>行政情報システムの調査研究及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行政ネットワークシステムの効率化に向けたシステム開発及び運用管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>個別業務システムの導入支援及び相互調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>情報セキュリティ対策に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(7) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>広報広聴係</p> <p>(1) <u>広報「そうじゃ」の編集発行に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市勢要覧に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市のホームページに関すること。</u></p> <p>(4) <u>回覧板チャンネルに関すること。</u></p> <p>(5) <u>市政モニター及び世論調査等に関すること。</u></p> <p>(6) <u>広報広聴活動の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>報道機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>総務部</p>	<p>総務部</p> <p>企画課</p> <p>企画調整係</p>

改正後	改正前
<p>総務課 行政係 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p>	<p>(1) <u>重要施策の調査研究，企画立案及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>総合計画の策定その他行政施策の総合調整に関すること。</u> (3) <u>広域行政に関すること。</u> (4) <u>土地利用計画に関すること。</u> (5) <u>行政の文化化の推進調整に関すること。</u> (6) <u>県立大学との交流に関すること。</u> (7) <u>地域の均衡ある発展に係る総合調整に関すること。</u> (8) <u>新市まちづくり計画に関すること。</u> (9) <u>地域情報化の推進に関すること。</u> (10) <u>構造改革特別区域及び地域再生に関すること。</u> (11) <u>統計調査に関すること。</u> (12) <u>部課長会議の開催に関すること。</u> (13) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>広報広聴係 (1) <u>平和行政に関すること。</u> (2) <u>広報「そうじゃ」の編集発行に関すること。</u> (3) <u>市勢要覧に関すること。</u> (4) <u>市のホームページに関すること。</u> (5) <u>回覧板チャンネルに関すること。</u> (6) <u>市政モニター及び世論調査等に関すること。</u> (7) <u>広報広聴活動の連絡調整に関すること。</u> (8) <u>報道機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>総務課 行政係 (1)～(4) 略 (5) <u>防災計画，防災会議，災害対策本部，災害対策及び国民保護の総合調整等に関すること。</u> (6) <u>水防計画及び水防協議会に関すること。</u> (7) <u>水防資材の保管に関すること。</u> (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略</p>

改正後	改正前
<p> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> 人事係 (1)～(4) 略 <u>(5) 職員派遣及び人事交流に関すること。</u> (6)～(10) 略 財政課 <u>財政係</u> (1)～(8) 略 <u>財産管理係</u> <u>(1) 公有財産の総括に関すること。</u> <u>(2) 公有財産の取得及び処分の総合調整に関すること。</u> <u>(3) 公有財産の登録及び災害保険契約に関すること。</u> <u>(4) 財産評価委員会に関すること。</u> <u>(5) 市民総合災害賠償補償保険に関すること。</u> <u>(6) 庁舎の維持管理，秩序保持及び当直に関すること。</u> <u>(7) 庁内電話の管理運用に関すること。</u> <u>(8) 庁用物品の需給計画及び調達に関すること（用品調達基金に属する物品に限る。）。</u> <u>(9) 庁用物品の管理，修繕及び不用品の処分に関すること。</u> </p>	<p> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u> <u>(19) 略</u> 人事係 (1)～(4) 略 <u>(5) 職員の研修及び教養に関すること。</u> (6)～(10) 略 <u>情報システム係</u> <u>(1) 電子市役所の推進に関すること。</u> <u>(2) 行政情報システムの調査研究及び企画立案に関すること。</u> <u>(3) 行政ネットワークシステムの効率化に向けたシステム開発及び運用管理に関すること。</u> <u>(4) 個別業務システムの導入支援及び相互調整に関すること。</u> <u>(5) 情報セキュリティ対策に関すること。</u> 財政課 (1)～(8) 略 </p>

改正後	改正前
<p>(10) <u>用品調達基金及び土地開発基金に関すること。</u></p> <p>(11) <u>土地開発公社との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(12) <u>市有自動車等の整備及び点検に関すること。</u></p> <p>(13) <u>集中管理自動車等の配車に関すること。</u></p> <p>(14) <u>その他市有自動車等の管理に関すること。</u></p> <p>(15) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>契約検査課</p> <p>(1) <u>契約事務に係る指導，助言等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>庁用物品の需給計画及び調達に関すること（用品調達基金に属するものを除く。）。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>税務課</p>	<p>契約管財課</p> <p>契約検査係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>財産管理係</p> <p>(1) <u>公有財産の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公有財産の取得及び処分の総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公有財産の登録及び災害保険契約に関すること。</u></p> <p>(4) <u>財産評価委員会に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市民総合災害賠償補償保険に関すること。</u></p> <p>(6) <u>庁舎の維持管理，秩序保持及び当直に関すること。</u></p> <p>(7) <u>庁内電話の管理運用に関すること。</u></p> <p>(8) <u>庁用物品の需給計画及び調達に関すること。</u></p> <p>(9) <u>庁用物品の管理，修繕及び不用品の処分に関すること。</u></p> <p>(10) <u>用品調達基金及び土地開発基金に関すること。</u></p> <p>(11) <u>土地開発公社との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(12) <u>市有自動車等の整備及び点検に関すること。</u></p> <p>(13) <u>集中管理自動車等の配車に関すること。</u></p> <p>(14) <u>その他市有自動車等の管理に関すること。</u></p> <p>税務課</p>

改正後	改正前
<p>税政係 (1)～(6) 略 (7) ふるさと納税に関する事。 <u>(8) 略</u> 市民税係～納税係 略</p> <p><u>危機管理室</u> (1) <u>防災計画，防災会議，災害対策本部，災害対策及び国民保護の総合調整等に関する事。</u> (2) <u>水防計画及び水防協議会に関する事。</u> (3) <u>水防資材の保管に関する事。</u> (4) <u>防災訓練に関する事。</u> (5) <u>自主防災組織に関する事。</u> (6) <u>防災行政無線，防災施設及び防災資機材に関する事。</u> (7) <u>災害時の相互応援協定に関する事。</u></p> <p><u>コンプライアンス推進室</u> (1) <u>職員の公正な職務の執行の確保に関する事。</u> (2) <u>不当要求行為等に関する事。</u> (3) <u>職員の公益通報に関する事。</u> (4) <u>職員研修に関する事（職員派遣及び人事交流は除く。）。</u></p> <p><u>市民生活部</u></p>	<p>税政係 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u> 市民税係～納税係 略</p> <p><u>市民環境部</u> <u>環境課</u> <u>環境係</u> (1) <u>環境衛生（浄化槽を除く。）の改善に関する事。</u> (2) <u>水資源（公営企業に関するものを除く。）に関する事。</u> (3) <u>地球環境保全対策，省エネルギーの推進及び新エネルギーに関する事。</u> (4) <u>自然環境保全の調査及び総合調整に関する事。</u> (5) <u>自然保護思想の普及及び高揚に関する事。</u> (6) <u>公害対策の企画，調査及び調整に関する事。</u> (7) <u>公害の紛争処理に関する事。</u> (8) <u>そ族昆虫駆除の指導に関する事。</u> (9) <u>墓地及び斎場に関する事。</u> (10) <u>行旅死亡人の仮埋葬に関する事。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>そうじゃ吉備路マラソン推進室</u></p> <p><u>(1) マラソンの企画立案及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) マラソンの広報及び啓発活動に関すること。</u></p> <p><u>(3) マラソンに関する市民運動及びボランティアに関すること。</u></p> <p><u>(4) マラソンに関する輸送及び交通対策に関すること。</u></p> <p>人権・まちづくり課 国際・交流推進係</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) まちづくり協議会（<u>山手出張所及び清音出張所の所掌事項を除く。</u>）及びその総合調整に関すること。</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>人権啓発係 略</p> <p><u>交通政策課</u></p> <p><u>(1) 交通政策に関すること。</u></p>	<p><u>(11) 感染症予防のための防疫に関すること。</u></p> <p><u>(12) 狂犬病予防に関すること。</u></p> <p><u>(13) 県立自然公園に関すること。</u></p> <p><u>(14) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>美化推進係</p> <p><u>(1) 清掃事業の計画、実施及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) ごみの減量化及びリサイクルの推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 廃棄物の処理及び一般廃棄物取扱業者等に関すること。</u></p> <p><u>(4) 浄化槽清掃業の許可に関すること。</u></p> <p><u>(5) ごみ処理施設に関すること。</u></p> <p><u>(6) 死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜処理の許可に関すること。</u></p> <p><u>(7) 動物の死体収容に関すること。</u></p> <p>人権・まちづくり課 国際・交流推進係</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) まちづくり協議会（<u>支所の所掌事項を除く。</u>）及びその総合調整に関すること。</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>安全安心係</p> <p><u>(1) 生活交通体系の確保に関すること。</u></p> <p><u>(2) 防犯に関すること。</u></p> <p><u>(3) 交通安全対策の総合調整及び交通安全運動に関すること。</u></p> <p><u>(4) 自転車駐車場及び自動車駐車場に関すること。</u></p> <p><u>(5) 消費者行政及び貯蓄奨励に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他市民の生活安全に関すること。</u></p> <p>人権啓発係 略</p>

改正後	改正前
<p> <u>(2) 公共交通の利用促進に関すること。</u> <u>(3) 防犯に関すること。</u> <u>(4) 交通安全対策の総合調整及び交通安全運動に関すること。</u> <u>(5) 自転車駐車場及び自動車駐車場に関すること。</u> <u>(6) 消費者行政に関すること。</u> </p> <p>市民課 戸籍住民登録係 略 お客様サービス係 略</p> <p>保健福祉部 健康医療課 保険年金係 <u>(1) 国民健康保険（国民健康保険税を除く。）に関すること。</u> <u>(2) 療養取扱機関その他関係団体との連絡に関すること。</u> <u>(3) 高額療養費の貸付けに関すること。</u> <u>(4) 後期高齢者医療に関すること。</u> <u>(5) 国民年金に関すること。</u> <u>(6) 国民年金の相談に関すること。</u> <u>(7) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p>	<p>市民課 戸籍住民登録係 略 お客様サービス係 略 保険年金係 <u>(1) 国民健康保険（国民健康保険税を除く。）に関すること。</u> <u>(2) 療養取扱機関その他関係団体との連絡に関すること。</u> <u>(3) 高額療養費の貸付けに関すること。</u> <u>(4) 老人医療費の給付に関すること。</u> <u>(5) 後期高齢者医療に関すること。</u> <u>(6) 国民年金に関すること。</u> <u>(7) 国民年金の相談に関すること。</u></p> <p>保健福祉部 健康づくり課 長寿係 <u>(1) 高齢者の福祉計画の策定及び推進調整に関すること。</u> <u>(2) 高齢者の福祉支援事業に関すること。</u> <u>(3) 高齢者の福祉施設への措置及び費用徴収に関すること。</u> <u>(4) 高齢者の福祉団体の育成に関すること。</u> <u>(5) 高齢者の福祉施設に関すること。</u> <u>(6) その他高齢者の福祉に関すること。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>健康増進係 略 福祉課 福祉総務係 (1)～(9) 略 <u>(10) 権利擁護センターの運営に関すること。</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> 障がい福祉係 (1)～(9) 略 <u>(10) 障がい者の虐待防止及び差別解消に関すること。</u> 生活福祉係 (1)及び(2) 略 (3) 生活困窮者の<u>支援</u>に関すること。 (4) 略 こども課 子育て支援係 (1)～(11) 略 <u>(12) 病児・病後児保育事業に関すること。</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u></p> <p>母子保健係 (1)～(6) 略 <u>(7) 療育相談に関すること。</u> <u>(8) 4歳児発達支援事業に関すること。</u></p>	<p><u>(7) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u> 健康増進係 略 福祉課 福祉総務係 (1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> 障がい福祉係 (1)～(9) 略</p> <p>生活福祉係 (1)及び(2) 略 (3) 生活困窮者の<u>相談</u>に関すること。 (4) 略 こども課 子育て支援係 (1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>児童保育係</u> <u>(1) 保育所等への入所及び費用徴収に関すること。</u> <u>(2) 放課後児童クラブに関すること。</u> <u>(3) 児童発達支援センターに関すること。</u> <u>(4) 児童福祉施設及び児童厚生施設（児童養護施設を除く。）等に関すること。</u> <u>(5) 障がい児の福祉施設への通所支援及び通所給付費等の支給に関すること。</u></p> <p>母子保健係 (1)～(6) 略</p>

改正後	改正前
<p>(9) 略 (10) 略</p> <p>(11) 略 (12) 略 (13) つどいの広場及び親子クラブに関すること。</p> <p>長寿介護課 地域ケア推進係 (1) 高齢者福祉計画の策定及び推進調整に関すること。 (2) 地域支援事業に関すること。 (3) 高齢者虐待に関すること。 (4) 養護老人ホームへの入所措置及び費用徴収に関すること。 (5) 市有高齢者福祉施設の管理運営に関すること。 (6) その他高齢者の生活支援及び高齢者福祉の増進に関すること。 (7) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</p> <p>介護保険係 (1)～(9) 略</p> <p>産業部 農林課 農林係 (1)及び(2) 略 (3) 農畜産物の生産指導及び振興に関すること。 (4)～(6) 略 (7) 農地の利用調整に関すること。 (8) 略 (9) 略 (10) 森林保護及び植林に関すること。</p>	<p>(7) 略 (8) 略 (9) 療育相談事業に関すること。 (10) 略 (11) 略</p> <p>介護保険課</p> <p>介護保険係 (1)～(9) 略 (10) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</p> <p>介護予防係 (1) 介護保険事業計画の策定及び推進調整に関すること。 (2) 被保険者の資格管理に関すること。 (3) 第1号被保険者の保険料の賦課徴収及び保険給付の準備に関すること。</p> <p>産業部 農林課 農林係 (1)及び(2) 略 (3) 農畜産物の生産指導及び流通に関すること。 (4)～(6) 略</p> <p>(7) 略 (8) 略 (9) 森林保護、治山及び植林に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略</p> <p>(17) 略 (18) 略 (19) 略</p> <p>地食べ係</p> <p>(1) <u>農産物の消費拡大及び地産地消に関すること。</u> (2) <u>農産物の流通及び販路拡大に関すること。</u> (3) <u>農業関連イベントに関すること。</u> (4) <u>六次産業に関すること。</u> (5) <u>新規特産物の開発に関すること。</u> (6) <u>農産物直売所に関すること。</u></p> <p>工務係</p> <p>(1) <u>農道、林道、農業用水路、ため池及び揚水施設等（以下「農林道等」という。）の計画に関すること。</u> (2) <u>林道、ため池及び揚水施設等の維持管理、作業材料品等の調達及び保管に関すること。</u> (3) <u>農林道等に係る工事等（農道及び農業用水路の維持管理に係るものを除く。）の測量、設計及び指導監督に関すること。</u></p>	<p>(10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) <u>林道の計画及び維持管理に関すること。</u> (17) <u>林道作業材料品の調達及び保管に関すること。</u> (18) 略 (19) 略 (20) 略</p> <p>耕地係</p> <p>(1) <u>農道、農業用水路、ため池及び揚水施設等（以下「農道等」という。）の計画に関すること。</u> (2) <u>ため池及び揚水施設等の台帳整備に関すること。</u> (3) <u>土地改良区の監督等に関すること。</u> (4) <u>土地改良事業の法手続等に関すること。</u> (5) <u>ほ場整備事業に関すること。</u></p> <p>工務係</p> <p>(1) <u>林道及び農道等（農道及び農業用水路の維持管理に係るものを除く。）に係る工事等の測量、設計及び指導監督に関すること。</u> (2) <u>ため池及び揚水施設等の維持管理に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 土地改良事業に関する<u>こと</u>。 <u>(5) ほ場整備事業に関すること</u>。 <u>(6) 農業水利等に関すること</u>。 <u>(7) 治山事業に関すること</u>。 <u>(8) 土地改良区の監督等に関すること</u>。 <u>(9) その他農林業土木事業に関すること</u>。</p> <p>商工観光課 商工労政係 略 観光プロジェクト係 (1)～(4) 略 (5) 国民宿舎、<u>きびじつるの里及びまちかど郷土館に関すること</u>。</p> <p><u>(6) 略</u> 企業誘致対策室 略</p> <p>建設部 地域応援課 地域応援係 略 地籍管理係 (1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u></p> <p>土木課～建築住宅課 略</p> <p><u>環境水道部</u> 下水道課 下水道係 (1)～(5) 略 <u>(6) 浄化槽に関すること（浄化槽清掃業の許可に関することを除く。）</u>。 <u>(7) 農業集落排水事業の計画に関すること</u>。</p>	<p><u>(3) 農業水利等に関すること</u>。 (4) 土地改良事業の<u>工事</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(5) その他農林業土木事業の工事に関すること</u>。</p> <p>商工観光課 商工労政係 略 観光プロジェクト係 (1)～(4) 略 (5) 国民宿舎及びまちかど郷土館に関する<u>こと</u>。 <u>(6) キャンプ場に関すること</u>。 <u>(7) 略</u></p> <p>企業誘致対策室 略</p> <p>建設部 地域応援課 地域応援係 略 地籍管理係 (1)～(5) 略 <u>(6) 道路交通の調査に関すること</u>。 <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u></p> <p>土木課～建築住宅課 略</p> <p><u>水道部</u> 下水道課 下水道係 (1)～(5) 略</p>

改正後	改正前
<p>(8) <u>農業集落排水事業分担金及び排水処理施設使用料に関すること。</u></p> <p>(9) <u>農業集落排水事業に係る指定工事店及び責任技術者に関すること。</u></p> <p>(10) <u>農業集落排水事業に係る処理施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>工務係 略</p> <p>環境課</p> <p>環境係</p> <p>(1) <u>環境衛生（浄化槽を除く。）の改善に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水資源（公営企業に関するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地球環境保全対策，省エネルギーの推進及び新エネルギーに関すること。</u></p> <p>(4) <u>自然環境保全の調査及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>自然保護思想の普及及び高揚に関すること。</u></p> <p>(6) <u>公害対策の企画，調査及び調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>公害の紛争処理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>そ族昆虫駆除の指導に関すること。</u></p> <p>(9) <u>墓地及び斎場に関すること。</u></p> <p>(10) <u>行旅死亡人の仮埋葬に関すること。</u></p> <p>(11) <u>感染症予防のための防疫に関すること。</u></p> <p>(12) <u>狂犬病予防に関すること。</u></p> <p>(13) <u>県立自然公園に関すること。</u></p> <p>(14) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>美化推進係</p>	<p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>農業集落排水係</p> <p>(1) <u>浄化槽に関すること（浄化槽清掃業の許可に関するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>農業集落排水事業の計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農業集落排水事業分担金及び排水処理施設使用料に関すること。</u></p> <p>(4) <u>農業集落排水事業に係る指定工事店及び責任技術者に関すること。</u></p> <p>(5) <u>農業集落排水事業に係る処理施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>工務係 略</p>

改正後	改正前
<p> <u>(1) 清掃事業の計画，実施及び調整に関すること。</u> <u>(2) ごみの減量化及びリサイクルの推進に関すること。</u> <u>(3) 廃棄物の処理及び一般廃棄物取扱業者等に関すること。</u> <u>(4) 浄化槽清掃業の許可に関すること。</u> <u>(5) ごみ処理施設に関すること。</u> <u>(6) 死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜処理の許可に関すること。</u> <u>(7) 動物の死体収容に関すること。</u> </p> <p>(会計課)</p> <p>第14条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 会計課の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 県税の収納に関すること。</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>	<p>(会計課)</p> <p>第14条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 会計課の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p>

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。